

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	こども保育課
処分の 名称	保育の実施解除
処分権者	市長
根拠規定	周南市子ども・子育て支援法等施行細則第19条
基準規定	周南市保育の実施に関する条例第8条
処分基準	周南市子ども・子育て支援法等施行細則第19条（利用施設・事業の変更の届出） 第19条 教育・保育給付認定保護者は、幼稚園、認定こども園又は保育所を利用（法第19条各号の教育・保育給付認定に係る利用に限る。）させている教育・保育給付認定子どもを支給認定の有効期間の満了前に、これらの施設から退所又は利用終了させようとするときは、速やかに子どものための教育・保育給付利用施設退所届（別記様式第21号）を市長に提出しなければならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第2号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	こども保育課
処分の 名称	保育所その他の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業徴収金の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第3条
基準規定	周南市子どものための教育・保育給付に係る保育料に関する条例第3条 周南市保育所等徴収金の徴収に関する規則第3条;別表
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号